

2020 年度の総会の開催について

徳島県日中友好協会

新型コロナウイルスの蔓延で外出もままならない中、初夏を迎えましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

徳島県日中友好協会は毎年 5 月に総会を開いており、役員、理事会もその方向で準備を進めておりました。しかし、ウィルス感染拡大終熄の見通しがつかない状況をふまえ、メール形式（一部郵送）で臨時理事会を開き、例年通り開催することは困難であり、今回は総会の開催方法を変更せざるを得ないとの判断に至りました。

ただ、会則第 24 条に「通常総会は毎会計度終了後 2 ヶ月以内に開催するものとする」とありますので、5 月中に総会の議案書を策定し、会員の皆様に送付、葉書で可否を返事して頂く形で総会にかえることにしたいと思います。

さらに、阿波おどりも開催中止なるなど、今年開催予定のイベントについても大幅な変更が予想されます。従って、ウィルス感染拡大がおさまり、日中友好活動開始の見通しがついた段階で一般会員の皆様もご参加頂ける形の拡大理事会を開き、本会の具体的な活動計画についてもご相談したいと思います。

なお、会則 28 条には「総会は会員の 2 分の 1 以上、常任理事はその構成員の 5 分の 3 以上の出席がなければ開会することができない」「会議の議事は特に定める場合を除いて、出席者の過半数で決する」とありますので、総会の成立要件を満たすよう会員の皆様のご協力をお願いいたします。

時節柄、くれぐれもご自愛下さい。

徳島県 日中友好協会 会長 葭森健介